

第 2 次尼崎市教育振興基本計画
(たたき台)

2025 - 2029

目次

第1部 基本理念	3
はじめに	4
1 教育の基本方針	5
2 教育を通じて目指す人間像	7
3 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割	8
第2部 各論	9
1 学ぶ力と健やかな体の育成	10
<u>就学前教育、学力向上、体力向上、高等学校教育 など</u>	
2 多様性と包摂性のある教育の推進	15
<u>不登校支援、特別支援教育、多文化共生 など</u>	
3 豊かな心の育成、いじめ防止	19
<u>道徳教育、いじめ防止 など</u>	

第 1 部 基本理念

はじめに

これまで本市では、学力向上や教育環境の整備に向けて様々な取組を積極的に進めてきました。一方、私たちを取り巻く社会は少子化やグローバル化、デジタル化の進展など、大きく変化しており、学校現場において求められる学びの変容や地域の繋がり希薄化など身近な環境で課題が生じています。特に前計画期間中には新型コロナウイルス感染症の拡大により、こうした課題がより顕在化するとともに、学校の役割は単なる学習の場所ではなく、児童生徒の居場所であるということが再認識されました。

複雑化・多様化する社会にあって、家庭・地域が担うべき役割を踏まえつつ、学校園を核とした、地域とともにある学校づくりを進め、地域の教育力を向上させることが重要です。

生涯にわたって学び続ける人材を育成し、持続的に可能な未来社会を創り出すため、この教育大綱において、本市の教育行政を推進する基本的な考え方を次のとおり示します。

- 1 教育の基本方針
- 2 教育を通じて目指す人間像
- 3 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

1 教育の基本方針

これからの子どもたちは新たな困難や課題に直面しながら、それを乗り越えて、未来社会を創っていくという重要な役割を担っており、変化に受け身ではなく、主体的かつ柔軟に他者と協働し問題を解決するといった能力や新しい社会を創り出す力が今後一層求められます。

また、多様性を認め合うことがより求められる中、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる、ウェルビーイングの向上を図っていく必要があります。

「教育は未来への先行投資である」という認識のもと、3つの柱を基本に据えながら、教育行政を着実に実行していきます。

(1) 「未来志向の教育」

これまでに蓄積された客観的なデータなどエビデンスを踏まえた学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場の ICT 環境整備など、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

(2) 「個の尊厳や人権の尊重」

持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であり、多様性を受容し他人の気持ちが分かる児童生徒の育成、いくしあ（子どもの育ち支援センター）における取組やインクルーシブ教育の展開など、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組みます。

(3) 「家庭・地域社会との連携」

子どもはその成長過程において、学校園のみならず、地域社会の中で育ち、また、社会福祉など様々な領域と関わります。教育委員会及び学校園は、「子どもの視点」に立ち、地域学校協働活動などを通じて、家庭・地域社会と連携をしながら、一体となった教育に取り組みます。

2 教育を通じて目指す人間像

(1) 目標や希望を持ち 生涯を意欲的に生き抜くことができる人

社会が急激に変化する中においても、心身ともに健康で、それぞれの年代に応じた目標や希望を持ち、その実現に向けて失敗してもそれを乗り越え、粘り強くチャレンジするなど、生涯を意欲的に生き抜くことができる人。

(2) 人の気持ちや立場を尊重し 互いに協働・協力できる人

一人ひとりの人間は、かけがえのない存在であり、その尊厳や人権を尊重し、お互いの個性・能力を認めあい、協働・協力することができる人。

(3) 多様な他者と協働して 主体的に地域社会に関わる人

地域社会の構成員の一人として主体的に地域社会に関わり、学校園・家庭・地域社会など多様な他者との協働や多世代交流を通じて、地域への誇りや愛着を育むとともに、互いに支え合う社会を築くことができる人。

3 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

(1) 教育委員会の役割

教育委員会は、社会が期待する教育などを踏まえた基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、それらの教育・学習活動を支え、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

(2) 学校園の役割

学校園は、基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、社会が期待する教育を展開する主役として、教育委員会と連携し、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

(3) 家庭・地域社会の役割

家庭・地域社会は、教育活動へ積極的に参画し、学校園を含めた三者による地域の教育力を高め、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

また、生涯にわたって学び続け、自らの学びを学校園や地域社会へと循環させることで地域社会の活性化に努めます。

第2部 各論

各論ページの構成 (1) これまでの主な取組状況、(2) 主な課題と今後の取組の方向性

—— (1) これまでの主な取組状況 ——

・前計画期間中に取り組んだことを記載しています。

—— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 ——

・前計画期間中の取組を踏まえた課題と今後の方向性を記載しています。

各論ページの構成 (3) 本計画期間中の主要取組項目と成果指標

主要取組項目を記載
成果指標を記載

※なお、成果指標の設定がなじまない項目については、主要取組項目のみを記載しております。

各論 1 学ぶ力と健やかな体の育成

— (1) これまでの主な取組状況 — — (2) 主な課題と今後の取組の方向性 —

「尼崎市就学前教育ビジョン」の策定

・市立幼稚園においては、平成 24 年 8 月に策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に基づき、就学前における教育内容の充実に係る取組を実施してきました。

・しかし、少子化の影響や就労と子育てを両立する家庭の増加等に伴う保育需要の増加等により、市立幼稚園の園児数は大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合は増加傾向のため、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあります。また、待機児童の解消も喫緊の課題となっております。

・こうした状況に対応するため、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和 6 年 2 月に策定しました。

※就学前教育ビジョンについては、各論を跨ぐ内容ですが、一括して当各論に記載しています。

就学前教育の 3 つの柱の推進

・「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、本市が目指す就学前教育の取組として 3 つの柱（①就学前教育の質の向上、②インクルーシブ教育の推進、③幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）を推進する中で、市立の幼稚園・保育所、私立の幼稚園・保育園、認定こども園等の関係者、学校関係者、保護者や地域の人々と共に、就学前の教育内容の充実を図り、子どもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。

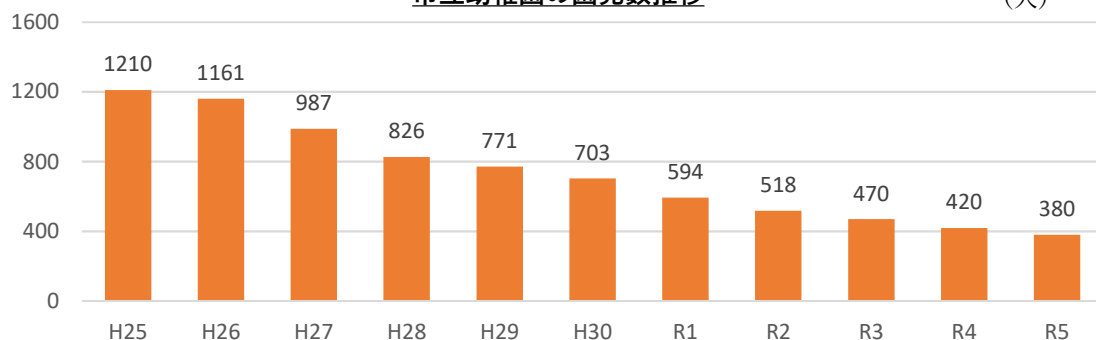
市立幼稚園の体制整備

・市立幼稚園は、他の就学前教育施設と連携しながら本市において確保されるべき就学前の学校教育の水準を示すとともに、その水準を向上させる役割を担っていることから、中心となって 3 つの柱を推進します。

・3 つの柱を推進するにあたっては、市立幼稚園で、令和 8 年度から 4 園での 3 年保育の実施、支援が必要な幼児の受入人数の拡充、一時預かり事業の時間延長等の充実策を実施するとともに、少子化を見据えた効果・効率的な運営体制を構築するため、令和 9 年度から 3 園を廃止し、6 園体制とします。

市立幼稚園の園児数推移

(人)



— (1) これまでの主な取組状況 —

基礎学力向上（定着）等を目的とした
取組の実施

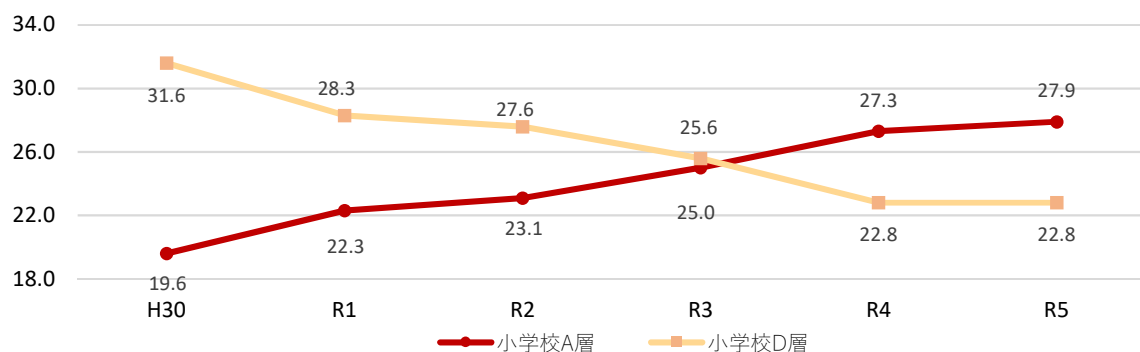
- ・各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図りました。
- ・あまっ子ステップ・アップ調査を毎年実施し、自校の成果や課題を分析しており、令和4年度調査においては、全学年、学力低位層の減少が見られたことから、基礎学力の定着に一定の成果が見られました。
- ・さらに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ハンドブックを作成し、それをもとに指導助言するなど、授業力向上に取り組みました。
- ・小・中学校の図書室に学校司書や会計年度任用職員を配置し、適切な図書の選択・収集や一定の開館時間を確保しました。
- ・また、小学校及び特別支援学校で電子書籍が活用しやすい環境を整えました。

— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 —

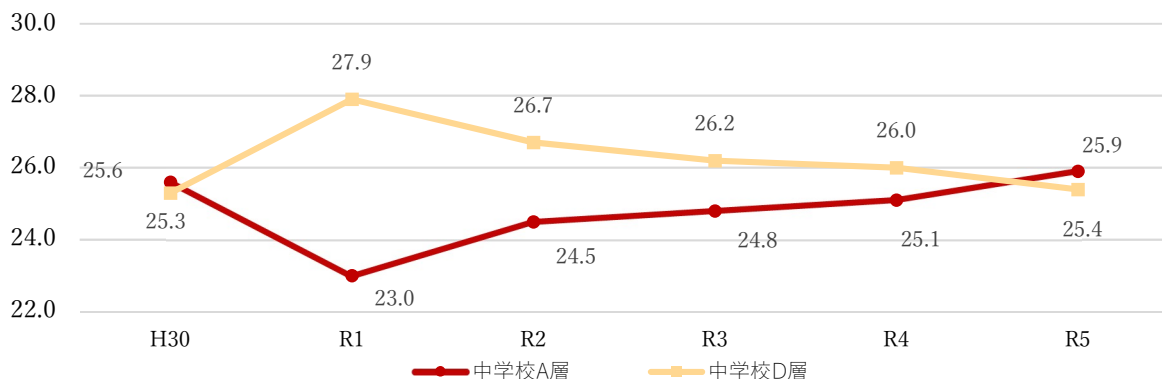
個別最適な学び、協働的な学びによる
確かな学力の育成

- ・学びの基盤となる基礎学力の定着の取組を継続する一方、これまでの取組に一定の成果が見られる中、これからは基礎学力を活かした発展的な学びにも注力する段階を迎えています。
- ・授業づくりハンドブックの活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図ります。
- ・ICTを活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握し、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行うなど個別最適な学びの実現を図ります。
- ・小学校、特別支援学校での電子書籍の活用を進めるため、指導内容に沿った選書となるよう、中央図書館と学校が連携を深めます。

あまっ子ステップ・アップ調査 小学校A層・D層の推移 (%)



あまっ子ステップ・アップ調査 中学校A層・D層の推移 (%)



— (1) これまでの主な取組状況 —

外国語教育の充実

・全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を派遣・配置するとともに外国語活動指導補助員（JTE）を派遣・配置しました。あわせて、教員研修も継続しながら、さらなる授業改善に取り組んだほか、令和5年度からは外国に在る外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーション能力を活かす機会を設けるため、中学1・2年生を対象にオンライン英会話を実施しました。

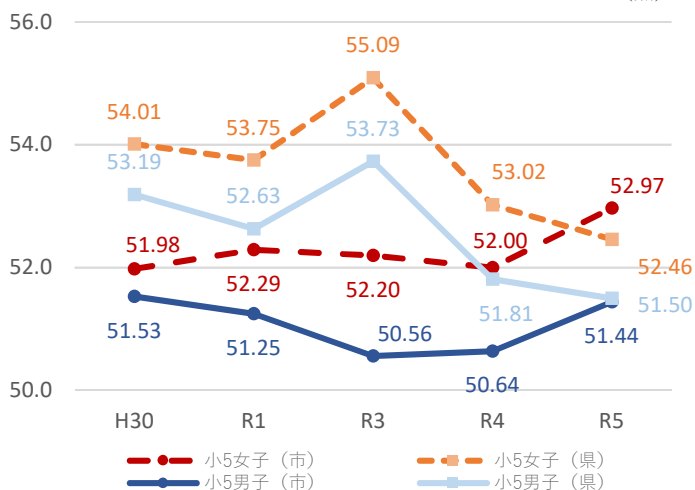
児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組

・毎年度「あまっ子体力向上プラン」を策定し、児童生徒の体力・運動能力向上の取組の紹介や新体力テストの結果などを掲載、運動能力向上の為のリズムジャンプの紹介等を行いました。

・また、各校の体力テストの結果や運動事例、家庭でも取り組むことができるなわとびカードの配布を行いました。

新体力テストの平均得点（小5）

（点）



— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 —

グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進

・今後も、ALT や JTE を効果的に配置するなどの学校指導体制の充実が必要です。

・また、ICT（デジタル教科書）の活用や、コミュニケーションを重視した授業改善により、より実践的な資質・能力の育成に努めます。

・一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国に在る外国人講師とオンラインでつなぎ、学習の成果を活かす機会の充実を着実に進めます。

運動の魅力に触れる機会の確保と運動・スポーツの習慣化の促進

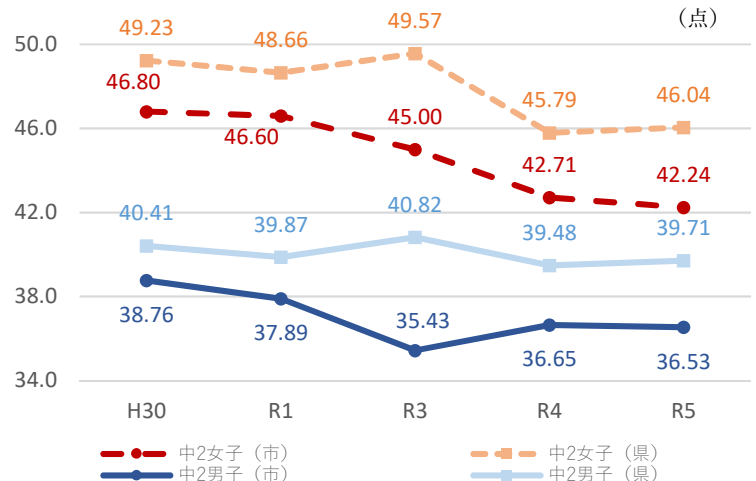
・小・中学校において、新体力テストの結果が兵庫県の平均を下回っています。

・休み時間や放課後に取り組める運動例の配布を継続し、普段の生活において児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図ります。

・また、運動指導員の派遣やリズムジャンプ等の取組は継続するとともに、児童生徒の運動能力向上に向けて、より効果的な施策の展開について検討をします。

新体力テストの平均得点（中2）

（点）



—— (1) これまでの主な取組状況 —— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 ——

市立高等学校の特色化の推進

- ・市立高等学校においては、各校で育成を目指す資質・能力を明確化・具体化するべく、各校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像等を示すスクール・ミッション「Agency～自ら考え、行動し、未来を拓く「人」を育てる～」を策定しました。
- ・また、スクール・ミッションに基づき、各校の教育活動の指針となるスクール・ポリシーを策定しました。
- ・各校では、地域や関係機関と連携した授業づくりや専門性や課題解決能力を高める授業づくりを行うなど、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた特色づくりをスタートさせました。

中学校給食の開始

- ・令和4年1月に中学校給食を開始し、小学校から9年間にわたり安全で安心な給食を提供するための体制整備に取り組みました。小学校での様々な取組を活かし、中学校においても給食を生きた教材として活用するべく、令和5年度においては生徒が自ら考えた給食の献立を募集・表彰する中学校給食献立コンクールや保護者試食会を実施しました。

市立高等学校の特色化の推進と

「社会に開かれた教育課程」の実現

- ・それぞれの学校が特色化・魅力化を更に推進し、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となる必要があります。
- ・尼崎市立高等学校のスクール・ミッション、各校のスクール・ポリシーを実現するためのカリキュラムマネジメントを進めます。
- ・各校においては、地域、企業及び大学と連携した実践的な教育に取り組むとともに、探究・STEAM教育の推進など実社会で役立つ資質・能力を育成します。
- ・また、生徒の希望する進路の実現に向け、多様な学習ニーズへの対応や個々に応じた進路サポートの充実に取り組みます。

学校給食の活用による食育の推進

- ・児童生徒の心身の健全な発達及び食を支える環境を持続可能なものとするため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける必要があります。
- ・毎日の給食は食べることを通して学べる「生きた教材」です。栄養バランスのとれた給食の提供、尼崎市産の野菜「あまやさい」の活用、献立表等を通じた家庭との連携など、継続して食育を推進します。

市立高校3校における特色づくりの取組

尼崎高等学校	尼崎双星高等学校	琴ノ浦高等学校
・体育科における大阪体育大学等と連携した特別講座 ・国際総合類型における民間企業のプログラムを活用した英語の探究活動など	・模擬人工衛星の製作研究をはじめとしたSTEAM教育 ・民間企業のプログラムを活用したインターン体験など	・ジョブサポートティーチャーの配置 ・特別な配慮を必要とする生徒やその保護者を支援するためのカウンセラーの派遣や通級指導 など

(3) 本計画期間中の主要取組項目と成果指標

 市内の多くの校園所を 連携ステップ4へ 市立幼稚園が含まれる実践校園所を <u>ステップ4</u>の状態とする	 個々に応じた学びの実現 全国学力・学習状況調査における 平均正答率が<u>全国平均以上</u>
 コミュニケーションを重視した 授業改善の推進 「英語の授業が楽しい」と答えた 児童生徒の割合が <u>小8 5%、中7 0%以上</u>	 児童生徒の体力向上 新体力テストの合計点が <u>県平均以上</u>
 市立高校における地域に開かれ た学校づくりの推進 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学 校の連携を深め、信頼され、活力に満 ちた学校園づくりに取り組む」に係る <u>学校関係者評価の平均評価値 4.0</u>	 子どもたちの健康で 望ましい食習慣の形成

※文部科学省が幼児教育実態調査で示す連携ステップ

ステップ0:連携の予定・計画がまだない。

ステップ1:連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ2:年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3:授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4:接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、

更によりよいものとなるよう検討が行われている。

各論 2 多様性と包摂性のある教育の推進

—— (1) これまでの主な取組状況 —— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 ——

子どもたちの悩みの解決に向けた 支援策の充実

・学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーの増員を進めました。

・不登校児童・生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童・生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通じて自尊感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を支援しました。

不登校児童生徒やその保護者に対する 支援の充実

・不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあり、本市においても、出現率が全国を上回る状況にある中、市内3か所に教育支援室（ほっとすてっぷ）を設置しており、通級ができない場合はオンラインによる教育相談や学習支援も実施しました。

・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進めました。

相談体制の質的・量的充実

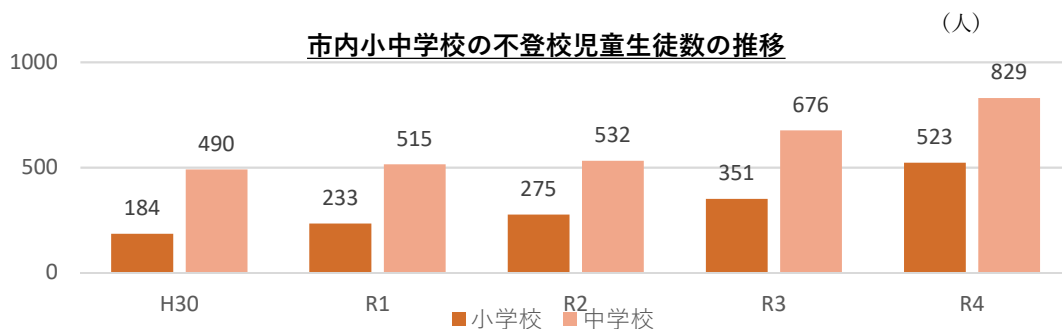
・相談件数の増加や相談内容の困難化が続いていることから、全17中学校区にそれぞれ1人ずつ専任のスクールソーシャルワーカーの配置を進めます。また、より一層の多機関連携を進めるため、学校内の教育相談体制強化を図るとともに、教職員の多職種連携コンピテンシーの育成に努めます。

・学校内の多様性を尊重する風土の醸成を目指すとともに、校内サポートルーム・エリアの設置を進めます。大学生や社会人のボランティアを学校に派遣し、校内サポートルーム・エリアの充実を図ります。

支援を必要とする子どもの長所・強みに 着目する視点を重視し、 多様な教育ニーズへの対応を目指す

・学校外のグラデーションある学びの場は引き続き充実させるとともに、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携強化を図ります。

・「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針」に基づき、令和8年4月の開校に向け、学校施設の整備や教育課程の編成、教員への研修、教職員の配置など準備を進めます。個々のニーズに応じた受け皿としての役割に加え、「学びの多様化」を本市において推進していくための「フラッグシップ」の役割を担います。



— (1) これまでの主な取組状況 —

特別支援教育の基本方針の策定

・令和2年度に「尼崎市特別支援教育基本方針検討会議」を設置し、令和3年2月に「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」（あまっ子方針）を策定しました。

・また、令和3年度に「尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会」を設置し、「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定しました。

就学前教育段階からの切れ目のない特別支援教育の充実

・令和3年度から、全ての市立幼稚園に「教育支援員」を配置、令和5年度から全ての小・中学校（夜間中学校を除く）に「特別支援教育支援員」を1名ずつ配置しました。

・また、生活介助が必要な児童生徒が、多数在籍する小・中・高等学校に生活介助員を配置し、教室・学校からの飛び出し、異食・更衣・排泄・移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保するとともに、通常の学級及び特別支援学級の学習を円滑に行うことができるよう支援しました。

— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 —

基本方針に基づく、全学校園でのインクルーシブ教育の推進

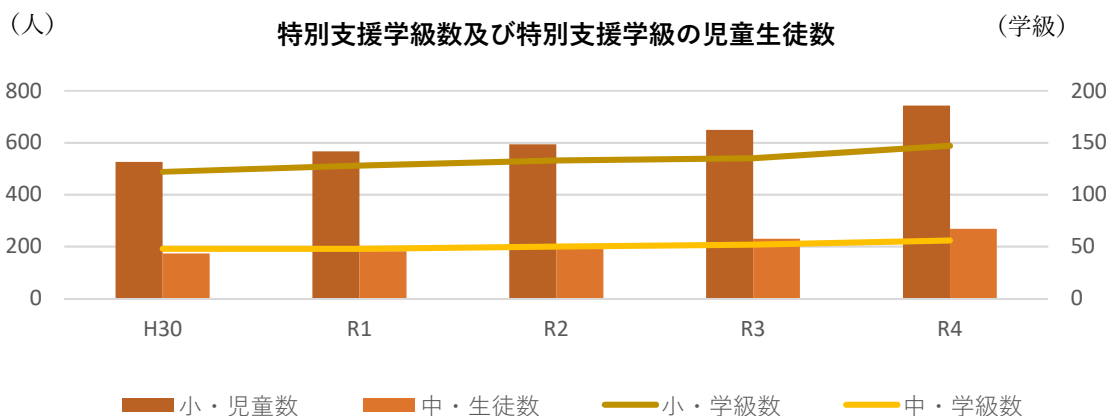
一人ひとりの幼児児童生徒に対して、きめ細やかな教育的支援を行うべく、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実を図るため、下記の事項に取り組みます。

- ・校内支援体制の機能充実を図ります。
- ・本市における支援体制の充実と人材育成のための体系的な研修を実施します。
- ・就学前から小・中・高等学校への円滑な移行支援を図ります。
- ・幼児児童生徒・保護者・教職員・市民を包含した特別支援教育の理解啓発を行います。

合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実

・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員を大規模校に複数名配置することや、生活介助員等の増員を図ります。

・バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備に向け、エレベーターの設置など学校施設の整備についても優先順位をつけて計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進します。



——（１）これまでの主な取組状況 —— ——（２）主な課題と今後の取組の方向性 ——

日本語支援を必要とする

幼児児童生徒への支援

・日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援しました。

・また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援しました。

共生社会の実現に向けた取組の推進

・外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、学校園生活への早期適応に引き続き努めます。

・また、児童生徒の長所を活かし、可能性を十分に発揮できるよう、進路実現など、将来を見据えた体系的・継続的な指導や支援を行います。

・今後、様々な国からの来日者の増加が想定されることから、支援員の確保等の体制整備を進めるとともに、AI通訳機器やタブレットの翻訳機能の活用についても学校園に周知し、幼児児童生徒の支援に努めます。

・すべての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育みます。

・そのためにも、本市が令和6年度に策定する（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針の理念も踏まえ、外国人幼児児童生徒にかかる教育の方向性を示す必要があります。

(3) 本計画期間中の主要取組項目と成果指標

 **子どもが相談しやすい
体制づくり**

困りごとや不安がある時に、先生や学
校にいる大人にいつでも相談できる
と感じている児童生徒の割合

小 68.5%、中 66.4% 以上



多様な教育ニーズに対応した
支援の展開



個々の障害の状況や教育的ニーズ
に応じた合理的配慮の提供



母語支援を必要とする
幼児児童生徒への確実な支援

支援員の派遣要請に対する

派遣率 100%の継続

各論3 豊かな心の育成、いじめ防止

— (1) これまでの主な取組状況 —

「生命を尊重する心」と 「規範意識」の育成

・小・中学校で作成する道德教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画等との整合を図りつつ、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」を重点項目とし、講演会及び校内研修、公開授業を実施しました。

自己肯定感の醸成と生きる力の育成

・小学校3年生で環境体験事業を、5年生において自然学校推進事業を行い、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自律心を育みました。

・また、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く、②児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する、③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する、ことを目的に各学校で地域緑化活動や校内美化活動、いじめを撲滅するキャンペーン活動やポスター作り、幼稚園等との交流活動等に取り組みました。

— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 —

これまでの取組の継続と 「心の危機に気づく力」、 「相談する力」の育成

・人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成します。

・児童等の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育みます。

・社会の多様化が進む中、子どもの権利等今日的な人権課題を幅広く学習できる体制の構築と、多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組を推進します。

学校教育活動全体を通じた 調和と協調の実現

・今一度体験学習や環境学習の意義等を再確認し、活動させることだけに留まることなく、それぞれの学習内容に適した学習の場を提供できるよう調査・研究を進めます。

・命を大切にする心や思いやり心、規範意識の醸成等「心の教育」の充実を図るとともに、体験活動を通して自己認識や自尊感情を高め、人としての在り方や生き方を考える機会の充実を図ります。

・道德教育の充実を図り、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図ります。

—— (1) これまでの主な取組状況 ——

いじめの早期発見・早期対応に向けた仕組みづくり

・小・中・高等学校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施し、ネットいじめの防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図りました。

・いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組として、市教委による年2回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の作成、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修を実施しました。

・中・高等学校において、いじめ防止に向け匿名報告アプリ「STAND BY」を導入するほか、小・中・高等学校を対象に学期に1度のいじめに関する市内統一アンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて取り組みました。

尼崎を知り、学ぶ機会の充実

・歴史博物館での校外学習など地域の歴史・文化を学ぶ機会やトライやる・ウィークなど地域とともに学ぶ機会の充実に取り組みました。

—— (2) 主な課題と今後の取組の方向性 ——

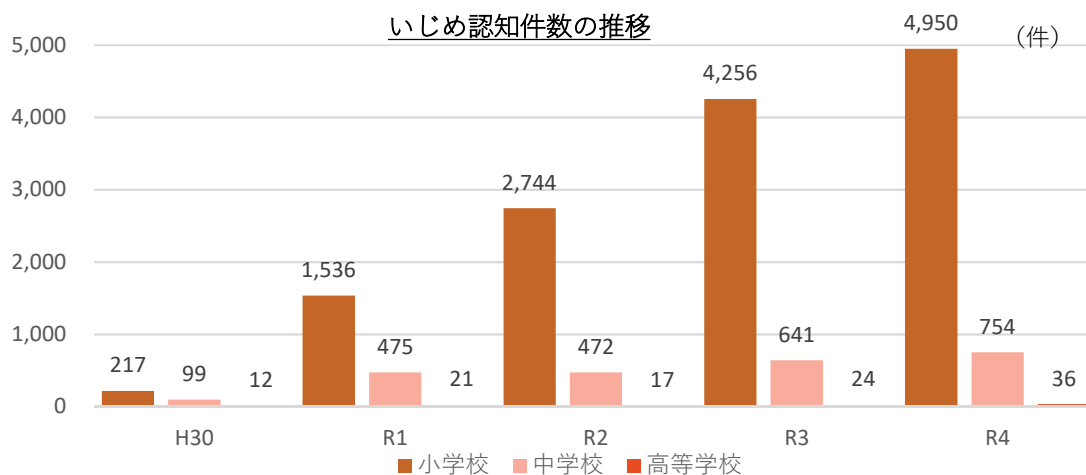
いじめに対応する体制の強化

・教職員のいじめの感度を上げる取組については、一定の成果が見られ、いじめの認知件数は増加しています。一方で、その対応については、情報共有を含め、組織的な対応や統一アンケートの結果等の活用に学校間格差があり、一部対応が十分にできていない場合があります。また、保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあります。

学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益の為、スクールロイヤーを設置し、学校への指導助言や直接保護者等と対応するなど、速やかな問題解決につなげます。

尼崎への誇りと愛着の醸成

・地域の一員としての自覚を高めるとともに、地域の課題や将来を考え、よりよく変えていくことへの意思を育むことにより、ふるさと意識を醸成する取組を推進します。



(3) 本計画期間中の主要取組項目と成果指標



道徳教育の充実

いじめは、どんな理由があっても
いけないことだと思えた
児童生徒の割合が

小 97.1%、中 96.5 以上



体験活動などの
協働的な学びの充実

自分にはよいところがあると答えた
児童生徒の割合が

小 83.5%、中 80.0%以上



教員、児童生徒、保護者、地域のい
じめに対する意識の向上



地域への関心を高め、主体的に地
域と関わる態度の育成

全国学力・学習状況調査の「今住んで
いる地域の行事に参加していますか」
の問いに肯定的に答えた児童の割合

が小 68%、中 50%以上

(参考：令和 5 年度小 36.3%、中 16.5%)